

水道料金の見直しを進めています

(大井上水道企業団の区域を除く)

写真は、水道管に使われている水道配水用ポリエチレン管

市では、水道事業の健全な経営を維持するために、水道料金の改定に向けて審議を進めています。なぜ改定が必要か、水道事業がどのような課題を抱えているかを説明します。☎水道課 ☎35-2107

水道事業とは

島田市の水源は、大井川を流れる水と地下水です。水道事業は、この水を取水・浄水し、管路を通して皆さんに売ること、経営しています。例えば、ある地区では大井川を流れる水を川口発電所付近で取水し、稲荷浄水場でろ過し、天神原配水池に貯め、水道管を通し家庭に届けています。

普段何気なく使う水ですが、蛇口に届くまでには、取水ポンプ・送水ポンプ・ろ過滅菌設備・配水池・水道管など、多くの設備が必要です。中でも、地中に埋められた水道管は、市内全部で350kmにも及びます。これは、島田市から直線距離で新潟市くらまでの距離。1人が1日に使う水の量は、風呂の浴槽1杯より少し多い250ℓほどで、その水を運ぶためには、利用者1人が約5kmの水道管を維持し、支えていることになります。

増える老朽管

市は、昭和27年に水道事業を開始しました。同時期に、市道の整備も行っていたため、これに合わせて急ピッチで地中に水道管が埋設されました。水道管の耐用年数40年を既に経過している管は約100kmで、全体の約33%。現在の水道料金収入で更新できる水道管は、年間で3km程度です。このペースで更新を続けた

場合、20年後には半分以上が耐用年数を超えてしまします。耐用年数を超えてもすぐに使えなくなるわけではありませんが、漏水が起りやすくなります。また、耐震性が低いため震災時には多くの場所で断水し、復旧に長い時間が掛かることが予想されます。



老朽化した水道管

水道経営に大切な「有収率」

有収率とは、「配水する水量」と「料金として収入があった水量」の比率です。この比率が高く、100に近いほど漏水が少なく、効率の良い水道経営ができていると言えます。

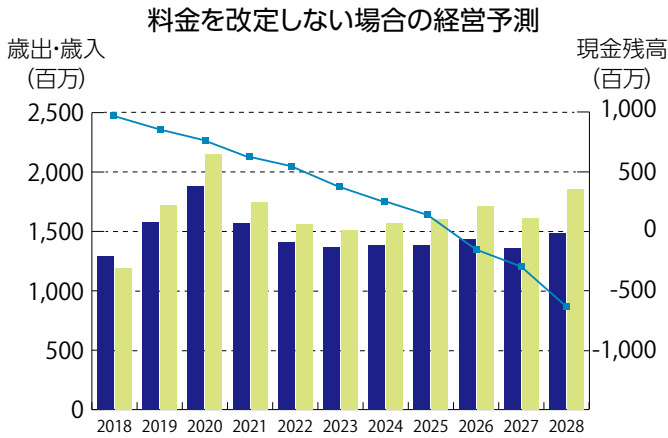
市の平成30年度有収率は75%で、全国平均や他団体と比べても低い数値となっています。今の老朽管の更新ペースでは、今後ますます有収率が低下し、施設の維持に掛かる経費が増え、さらに経営を圧迫するという悪循環に陥ってしまいます。

平成30年度 有収率

団体名	有収率
島田市	75.5
藤枝市	89.1
焼津市	92.1
全国平均	87.4

※全国平均は、島田市類似団体の平均。

水道事業は、市が運営しているため税金が投入されていると思われがちですが、基本的には利用者の皆さんからいただく水道料金で運営しています。この料金収入で、多くの施設・設備のメンテナンスや更新を行っています。一部の業務を民営化するなど、経費削減に努めてきましたが、現在の料金収入では必要な更新ができず、老朽管が増えてしまいます。適正な水道料金への改定を予定していますので、皆さんのご理解ご協力をお願いします。



Q 水道料金は誰が決めるの？

A 水道料金等審議会で審議し、市長に答申します。これを受けた市長が、最終的に決定します。審議会委員は11人で、有識者や市民の代表が参加しています。審議会を開催し、改定後の料金が適正かどうかの調査・審議を行います。

Q 水道料金とは？

A 水道メーターの口径によって定められる基本料金と、使用水量に応じて加算される従量料金を合計したものが水道料金です。料金の請求は2カ月に1度で、初倉・伊久身・北五和・川根地区が奇数月で、その他は天津通りより西側が偶数月、東側が奇数月です。

Q いつごろ改定されるの？

A 改定時期は、令和4年4月頃を予定しています。

Q どれくらい変わるの？

A 現在審議中のため、改定率などはまだ決まっていますが、これまでの審議の内容は市ホームページで公開していますので、ご覧ください。

水道課からのお知らせ

■ 簡易水道事業を水道事業に統合します

伊久身・北五和・川根地区では、今まで簡易水道でしたが、統合により上水道と呼ばれるようになります。施設・料金などは変わりませんので、今までどおりご利用ください。

■ 水道メーターの交換について

市では、設置から7年ごとに各家庭の水道メーターの交換を行っています。市の委託を受けた業者が交換に伺います。利用者の費用負担はありません。

■ 水道料金の支払いが電子マネー対応に

4月から水道料金の支払い方法に、振込用紙のバーコードを読み取って支払うことができる「PayPay」「楽天銀行コンビニ支払いサービス」「PayB」が追加されます。従来の口座の自動振替は、毎回の請求日である28日に振替されれば、料金が100円割り引きとなります。便利な支払い方法をお選びください。



■ 給水管の更新をお願いします

道路上の水道管が漏水した場合は、商品である水が流れ出てしまうのを防ぐために市が修繕しますが、道路に埋設されている「配水管」までが市の所有物です。配水管から各家庭への管路は「給水管」といい、利用者の所有物になります。この給水管は、市が所有する総延長350kmの管路には含まれていません。家の改築などの際には、給水管の更新をご検討ください。

